

## 第2種特別加入保険料率表

（平成30年4月1日改定）

| 事業又は作業の種類<br>の番号 | 事業又は作業の種類   | 第2種<br>特別加入保険料率 |
|------------------|---|-----------------|
| 特 1              | 労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者） | 1000分の12        |
| 特 2              | 労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）                                | 1000分の18        |
| 特 3              | 労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）                               | 1000分の45        |
| 特 4              | 労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）                                 | 1000分の52        |
| 特 5              | 労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）                              | 1000分の 7        |
| 特 6              | 労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）                                | 1000分の14        |
| 特 7              | 労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）                      | 1000分の48        |
| 特 8              | 労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）                              | 1000分の 3        |
| 特 9              | 労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）                              | 1000分の 3        |
| 特10              | 労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）                      | 1000分の15        |
| 特11              | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）                              | 1000分の 6        |
| 特12              | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）                               | 1000分の17        |
| 特13              | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）                              | 1000分の 3        |
| 特14              | 労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）                            | 1000分の18        |
| 特15              | 労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）                          | 1000分の 3        |
| 特16              | 労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）                               | 1000分の 9        |
| 特17              | 労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）                               | 1000分の 3        |
| 特18              | 労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）                        | 1000分の 5        |